

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2023 年11月21日

当会は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I．国際原則または政府の指針に適合する投融資

1．グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを経営企画部が確認しています。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを経営企画部が確認しています。

なお、サステナビリティボンドについては、経営企画部において、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>)
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを経営企画部が確認しています。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを経営企画部が確認しています。

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・グリーンローン原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・グリーンボンド原則、サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドおよびサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（経済産業省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを経営企画部が確認しています。

Ⅱ. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当会では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当会独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・再生可能エネルギー向け投融資のうち、①・②すべての要件を満たすもの
- ①資金使途が「グリーンローン原則」(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)等に定めるグリーンプロジェクトに該当すること
- ②適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当会独自のサステナブル・ファイナンスへの基準については、国際原則等の基準を参考に策定しており、経営会議に報告されています。

個別の投融資への適合性については、会内基準に該当することに加え、(1) ①・②すべての要件を満たしていることを、経営企画部が確認しています。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当会では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当会独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・グリーンビルディング向け投融資のうち、①～③のすべての要件を満たすもの
- ①資金使途が「グリーンローン原則」（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）等に定めるグリーンプロジェクトに該当すること
- ②適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること
- ③投融資の対象となる不動産がグリーンビルに関する外部評価を取得していること

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当会独自のサステナブル・ファイナンスへの基準については、国際原則等の基準を参考に策定しており、経営会議に報告されています。

個別の投融資への適合性については、会内基準に該当することに加え、（1）①～③すべての要件を満たしていることを、経営企画部が確認しています。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当会では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当会独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスのうち、①～④のすべての要件を満たすもの

- ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ②融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ③融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当会独自のサステナブル・ファイナンスの基準については、国際原則等の基準を参考に策定しており、経営会議に報告されています。

個別の投融資への適合性については、会内基準に該当することに加え、(1)①～④すべての要件を満たしていることを、経営企画部が確認しています。

以 上